新旧対照表

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則

新	旧
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（図書館資料の館外貸出し）	（図書館資料の館外貸出し）
第６条　図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。	第６条　図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。
２　図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの（そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。）とする。ただし、利用者番号の交付にあつては、第１号及び第２号に掲げるものに限る。	２　図書館カード　の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの（そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。）とする。
（１）　県内に居所又は住所を有する者	（１）　県内に居所又は住所を有する者
（２）　県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校に勤務し、又は通学する者	（２）　県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校に勤務し、又は通学する者
（３）　前号に規定する官公署、会社等及び学校	（３）　前号に規定する官公署、会社等及び学校
（４）　その他教育長が適当と認めるもの	（４）　その他教育長が適当と認めるもの
３　（略）	３　（略）
第７条　（略）	第７条　（略）
（図書館カード等の失効）	（図書館カード　の失効）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、図書館カード等を失効させることができる。	２　教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、図書館カード　を失効させることができる。
（１）　図書館カード等の交付を受けたものが、第６条第２項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。	（１）　図書館カード　の交付を受けたものが、第６条第２項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）　図書館カード等の交付を受けた個人が、継続して３年間館外貸出しを受けなかつたとき。	（３）　図書館カード　の交付を受けた個人が、継続して３年間館外貸出しを受けなかつたとき。
第９条～第15条　（略）	第９条～第15条　（略）